

令和2年10月16日
中国電力株式会社

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第909回）
島根原子力発電所2号炉に関する指摘内容

<第5条：津波による損傷の防止>

（指摘6「漂流物荷重の設定方針」）

- 発電所沿岸で操業する漁船とその位置について、漂流物調査方法や選定のプロセス・根拠を明確に記載し、調査結果が信頼性を有していることを説明すること。
- 津波漂流物の調査要領として、基準適合状態の維持を担保するための継続的な調査及び評価の方法を記載して説明すること。
- 輪谷湾内における津波防護施設において考慮する漂流物として、かご漁の漁船（3t）を考慮しない根拠を説明すること。
- 漂流物対策工については、衝突を考慮する船舶の保守的な設定を踏まえ、基準適合状態維持の観点で、対策工について検討し説明すること。
- 漂流物に関して再調査を行った経緯・理由を資料に記載して説明すること。

（論点3「防波壁の構造についての設計方針及び構造成立性」）

- ケーソン内の中詰材改良における要求品質に対して、どのような品質確認を行うのか、具体的な方法、方針を整理し、まとめ資料に記載すること。

（指摘2「津波荷重の設定」）

（設計荷重及び荷重の組合せ）

（論点5「浸水防護重点化範囲の設定」）

（論点6「漂流物の影響評価の妥当性」）

（津波発生時の運用対応について）

特になし

以上